

## 臨時試験等の追試験に関する学科内規定

### (臨時試験について)

建築学科における臨時試験とは定期試験以外に各担当教員が必要に応じて臨時に行う、定期試験と同格の試験をいう。具体的にはシラバスに記載されている到達度確認演習などがこれにあたる。一方、定期試験と同格に扱われない試験を単に試験、あるいはその他の試験と呼ぶ。具体的には小テストなどがこれにあたる。その他の試験は、原則として追試験の対象にはならない。

### (臨時試験の追試験について)

病気・負傷などやむを得ない事情により、臨時試験を受けることができなかった学生に対して、当該科目の担当教員の判断によって、特に必要と認められた場合に限り、臨時試験の追試験を実施することができる。

臨時試験の追試験に関しては当該担当教員の判断で行うが、手続きと実施は**(臨時試験の追試験受験申請)**と**(臨時試験の追試験の実施)**を基準とする。

### (臨時試験の追試験受験申請)

当該科目担当教員に、医師の診断書など正当な欠席理由を説明できる書類を添えて、当該科目の試験実施後次回の授業日（授業日を含む）までに口頭で申請する。この場合、代理申請を認める。

### (臨時試験の追試験の実施)

追試験の実施を許可するかどうかは、当該科目担当教員の判断による。追試験を実施する場合は受験申請学生と相談の上、実施日と場所を決める。ただし、定期試験の1週間前までに追試験を実施し試験結果を受験申請学生に知らせなければならない。また、追試験にあたっては、学生の達成度を公平に評価することを阻害するものであってはならない。

## 附則

本内規は、平成22年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。